

中小企業の国際展開に関する重点要望

2016年7月14日
東京商工会議所

1. 中小企業を取り巻く国際展開に関する現状

- ① わが国企業の海外進出は右肩上がりの傾向にあり、海外現地法人数は約4万4千社(2014年、対2000年比約2.3倍)に増加。うち3社に1社以上が中堅・中小企業。「日本再興戦略」にも2017年度までに新たに1万社の中小企業の海外展開の実現が目標に掲げられ、オールジャパン体制での取り組みが進む。
- ② 進出先は、ASEANを中心としたアジアへの進出が56.4%と多くを占めるが、2014年度には中国への進出が減少となる一方、欧米への進出が再び増加している。
- ③ 海外進出を果たし拠点を設けた企業が、その後、進出先の経済情勢の悪化などの環境変化により、組織再編や経営資源の見直しを図るため、別地域への移転や当該国からの事業撤退・縮小などの事業再編が増加している。
- ④ 昨年末、経済共同体(AEC)が発足したASEANをはじめ、現在までに16のEPA/FTAが発効・署名されているが、EPA/FTAの制度や手続きを知らない中小企業は大企業に比べ多く、活用率は、大企業47.0%に比して39.9%にとどまっている。
- ⑤ TPP協定には第24章(中小企業章)が設けられ、締約国政府による中小企業に対するTPP協定の利用支援・輸出者支援が明記され、中小企業による海外市場の取り込みを期待している。
- ⑥ 2015年のわが国企業の輸出額は、大企業は2008年のリーマンショック当時の水準を回復しているが、中小企業はいまだ回復に至っていない。ただし、今後3年間の輸出方針については、中小企業も拡大を図ろうとする積極的な姿勢を示している。

2. 中小企業の国際展開における重点課題

- 中小企業が海外展開へ積極的な姿勢を示す中、行政・公的支援機関による支援メニューも拡充している。一方で専任者を置く余裕がない中小企業では、各機関毎に提供される情報を比較しながら、煩雑な申請手続きや審査に対応することが難しい。結果として世界に通用する品質、技術、サービス等を有する企業でも、海外展開を躊躇し、海外市場を取り込めていない。
- TPPは今後の企業の海外展開を促進し、海外市場を取り込む効果が期待されるが、海外取引を行っている企業でもTPPに関する理解、情報収集が十分でない。
- 中小企業の約半数(46.3%)が海外展開業務を主導する人材について「不足」、「どちらかといえば不足」と回答している。また、過去に海外展開を行い、その後中止・中断している企業の多くが、人材確保・育成が困難であることを理由にあげており、人材不足は大きな課題となっている。
- 海外直接投資の成功には、企業の自己責任のもと、身の丈に合った進出が前提となるが、進出前のF/Sは重要なプロセスであり、実施体制の充実を求める声は多い。「開発協力大綱」に中小企業を含む民間連携強化が明記されたことから、リスクを伴う途上国支援を含む中小企業の海外進出には、F/Sの拡充が必要である。

最重点要望 ～海外市場に果敢に挑む中小企業の支援体制強化を～

- ① **ワンストップ支援体制の整備** ④ 「新輸出大国コンソーシアム」を契機に、行政や公的支援機関がそれぞれ実施する海外展開の為の情報提供や、助成・委託事業に関する相談、諸手続きなどをワンストップで対応可能とする体制に整備し、利用者の利便性を高めるべき。また、意欲ある中小企業がより多くの支援機会を得られるよう、関連予算の継続確保と拡充を図るべき。
- ② **中小企業の輸出拡大策の推進** ④ TPPに関する理解促進につながる周知活動を行うとともに、中小企業に対して、輸出拡大を目指した海外販路開拓や製品開発等の戦略づくりの支援策を一層推進すべき。
- ③ **海外展開を推進する人材の育成** ④ 中小企業において海外進出を担う人材の確保は喫緊の課題であることから、グローバル人材の採用支援、育成支援を一層充実すべき。また、人材に関連する助成金制度等においては複数年度に亘り利用できるようにし、企業の実態に応じた利便性の高い内容とするべき。
- ④ **中小企業支援におけるF/Sの拡充** ④ 多様な中小企業の海外進出ニーズに対して、F/S等支援メニューをさらに拡充すべき。また、途上国の開発課題の解決につながるビジネスを検討する中小企業に対して、政府開発援助(ODA)予算を活用した基礎調査に対する支援を拡充するとともに、迅速な調査を開始できるような体制を整え、より実効性を高めるべき。

3. 国際競争力を強化するための支援

①国をあげた著作コンテンツ等の輸出促進と保護

④ 海外において高い評価と人気を博すわが国コンテンツの輸出拡大を国家プロジェクトと位置付け、海外発信・現地への効果的な浸透を図るべき。また、海外での著作権・特許権・商標権等の保護支援を一層強化し、現地での模倣や権利侵害リスクを低減すべき。

②基準・認証のグローバルスタンダードの確立

④ わが国の技術が正当に評価される規格化の取り組みと共に、わが国主導の国際規格の確立と普及啓発を戦略的に実施すべき。また、中小企業製品の輸出促進には、各国の国際標準・規格・認証の活用が求められるが、その取得費用や安全規制に係る費用について補助制度を新設・拡充すべき。

③国際競争力を持つ分野の育成支援

④ わが国における環境・エネルギー、医療、福祉、防災などの社会的課題解決型産業には、中小企業やベンチャー企業が多数存在し、次代の産業としての成長および海外展開が期待されることから、規制緩和を一層進め、国際競争力のある産業として育成すべき。

4. 海外直接投資に関する支援

①海外進出企業に対する現地経営支援

④ アジア地域をはじめ新興国では経済成長率が伸長し、海外投資を集めているが、一方で進出企業を取り巻く経営環境は変化が大きいことから、経営課題を抱える中小企業に対する、現地支援機関等による経営支援体制を強化すべき。

②海外進出後、事業再編する中小企業への支援

④ 進出後に現地での経済情勢や環境変化等を受け、当該国でやむを得ず撤退や他地域への移転といった事業再編を検討する中小企業に対して、再編を計画的かつ円滑に進めるための支援策を拡充すべき。

③海外展開のための資金調達・金融支援

④ 中小企業による海外展開に係る融資案件については、民間金融機関では、リスク負担上実行が難しい場合が少なくないため、公的金融機関による資金調達支援を拡充すべき。

5. 海外需要を取り込むための支援

①経済連携協定(EPA/FTA)の更なる促進

④ TPP大筋合意を受け、中小企業による海外市場の取り込みが期待される中、現在交渉中のEPA/FTAの交渉をさらに進めるとともに、中小企業によるEPA/FTAの活用を促進するための理解促進、周知活動を強化すべき。

②中小企業の商機拡大策の促進

④ 海外プロモーションの展開等を通じたインバウンド消費の促進やMICE(国際会議等)の誘致によりビジネス客等の訪日を促進させ、中小企業のビジネスチャンス拡大を図るべき。また、海外展示会等の出展機会の提供や、出展企業に対する諸手続きや外国語対応などについて支援を強化すべき。

③新たな市場開拓と事業展開の支援

④ 中小企業の高品質な製品やサービスおよび農林水産物や食品等の海外展開を促進するため、特定の分野・進出先毎に官民が戦略策定のうえ、各国での市場開拓および中小企業が現地生産、販路開拓等をする際の支援を拡充すべき。